

川崎市人事委員・平林武幸氏(東芝)は賃金差別や不当労働行為の指導者です

川崎市職員のみなさん

昨年10月、川崎市は人事委員に(株)東芝の平林武幸氏を選任しました。東芝争議支援共闘会議と東芝の職場を明るくする会は、**平林氏が中立・公平を求められる人事委員にふさわしくない**として、同氏を推薦した阿部孝夫市長に抗議の要請を行いました(裏面参照)。

警察機構をつかった東芝の人事労務管理

東芝は、1960年代から長年にわたって、働く人の団結と労働組合活動を弱体化させるため、神奈川県警などから多数の警察官を全国の事業所に雇い入れ、秘密組織「東芝扇会」(自己啓発の会と改称)の結成・指導をさせました。

秘密組織「扇会」指導育成は不当労働行為と県労委が断罪

東芝は「扇会」を使い、労働者の要求をかがげてたたく自覚的な労働者を職場で監視し孤立させ、労働組合には多数の扇会員を送りこんで会社の意のままにしてきました。このことが不当労働行為にあると、神奈川県労働委員会で断罪されました。

また、自覚的な労働者を「問題者」として差別し賃金差別を続けてたことも、労働委員会からは是正命令がだされました。

平林氏は扇会を指導育成し賃金差別を実行した人物

平林氏は、東芝入社いらい人事勤労畑を歩み(本社勤労部長などを歴任)秘密組織を指導してきました。

このような人物が、中立公平な立場が要求される川崎市の人事委員には、ふさわしくないのではないのでしょうか。

第2次神奈川県労委命令の要旨

- 一、東芝が、申立人らを「問題者」として排除し組合活動の弱体化を意図して、差別扱いをしてきたのは、不当労働行為である。
- 二、秘密組織「東芝扇会=自己啓発の会」を活用した組合支配介入は、不当労働行為である。
- 三、東芝は、申立人の賃金、資格、等級、役職の差別を是正すること(主務・作業長等の役職にあった者として扱うこと)。
- 四、東芝は、是正後の賃金・賞与の格差相当額に年率5分相当額を加算して支払うこと。
- 五、東芝は、縦1m、横1.5mの白紙に記載した謝罪文を本社と各工場入口に掲示して他の従業員にも周知し、組合活動の自由を具体的に保障すること。

東芝扇会10周年記念号(昭和59年)に平林労政担当課長(当時)が特別寄稿(下図)



東芝の職場を明るくする会 ホームページ
70万アクセス突破
検索のキーワードは「東芝の職場」

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164 2008年1月